

2. 配水ブロックへの配水方法

新田堰頭首工・宮野目揚水機並びに各取水施設において、許可水利権の期間において取水し、用水路・用排水路並びに揚水機からパイプライン等に配水するものとする。
支線パイプラインは、各工区及び各地区・水系ごとに上流部から充水し配水するものとする。
各配水ブロックの地区委員長並びに管理人は、配水ブロック内における農地の耕作者等から聞き取り等を行い、その意向を把握して配水するものとする。
配水ブロック内の用水量が不足する場合は、管理人並びに当改良区に連絡するものとする。

3. その他必要事項

豊沢ダムの貯水量確保のため、**中干し時期（6月28日～7月7日）を新田堰頭首工の取水制限期間**とし、配水計画決定後において本誌等を通じて組合員に周知するものとする。

また、電気料金の高騰に伴う、管内の揚水機など機械設備に係る維持管理費の抑制を図るため、中干しや降雨の時期を捉えて節水対策を行うものとする。
なお、気象状況など不測の事態により、その他の時期に取水制限が必要となる場合は、用排水調整・施設管理委員会の意見を聴取の上で理事会において決定する。
(令和6年度の渇水状況とその対応及び今後の用水管理対策を参考とする。)

今年度も4月16日から4月25日まで臨時取水を行いますが、**パイプライン等の破損箇所を調査するための試験通水であり、かんがい用水としては使用できません。くれぐれも4月26日までに水田への引水を行わないようにお願いします。**

刈り草の水路への落下防止 及び ゴミの不法投棄禁止

日頃より水路周辺の草刈り作業にご協力いただき誠にありがとうございます。

作業の際には、ケガはもちろんのこと水路への転落事故などのないよう十分に注意していただき、刈り草をなるべく水路に流さないようお願いします。刈り草などが水路に流れると、取水施設などに詰り下流に用水が流れなくなり用水管理の支障となるほか施設の故障の原因にもなります。刈り草などを流さないようにご協力をお願いします。

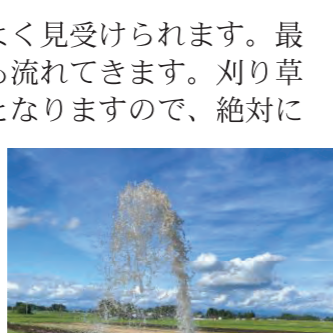
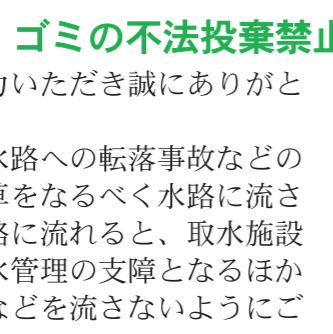
また、水路や水路敷地への不法投棄がよく見受けられます。最近では、廃棄処分されたと思われる果実も流れてきます。刈り草と同様に通水の妨げや施設の故障の原因となりますので、絶対にゴミなどを捨てないようにお願いします。

不法投棄を見つけた場合は、当改良区へ連絡していただきますよう併せてお願いします。

農作業中の事故防止

近年、耕起・代かきなどの農作業や草刈り作業により、給水栓を破損する事故が多発しております。事故が発生すると、補修作業に伴い近隣エリアが断水となります。作業前に給水栓の位置を確認し、目印を立てるなどの対策をお願いします。

なお、給水栓は個人の所有物ですので、補修作業にかかる費用は個人負担となります。



給水栓破損事故

上段：刈り草流入 中、下段：不法投棄物

令和7年度 配水計画

当改良区の利水調整規程に基づき、令和7年度の配水計画を定めましたので、お知らせします。

1. 施設別取水計画表

※取水制限期間（中干し）

新田堰頭首工			宮野目揚水機取水計画表（北上川）		
期間	日数	計画期間取水量(m³)	期間	日数	計画期間取水量(m³)
4/26～4/28	3	1,296,000	4/26～4/28	3	129,600
4/29～5/15	17	10,281,600	4/29～5/10	12	1,036,800
5/16～5/20	5	2,808,000	5/11～5/20	10	648,000
5/21～5/25	5	2,592,000	5/21～5/31	11	665,280
5/26～5/31	6	2,851,200	6/1～6/15	15	777,600
6/1～6/15	15	6,480,000	6/16～6/30	15	518,400
6/16～6/27	12	4,665,600	7/1～7/15	15	453,600
6/28～7/7	10	※ 432,000	7/16～7/31	16	691,200
7/8～7/15	8	3,110,400	8/1～8/15	15	907,200
7/16～7/20	5	2,160,000	8/16～8/20	5	216,000
7/21～7/31	11	5,227,200	8/21～8/25	5	172,800
8/1～8/10	10	5,616,000	8/26～8/31	6	155,520
8/11～8/15	5	2,376,000	9/1～9/10	10	172,800
8/16～8/20	5	2,160,000			
8/21～8/25	5	1,728,000			
8/26～8/31	6	1,814,400			
9/1～9/10	10	2,592,000			
計	138	58,190,400	計	138	6,544,800
許可水利権の最大取水量等 4/26～5/10 15日 8.690 m³/s(代かき期) 5/11～9/10 123日 7.049 m³/s(普通期) 9/11～12/31 112日 0.832 m³/s(非かんがい期) 1/1～4/25 115日 0.832 m³/s(非かんがい期) 許可水利権の総取水量 年間 68,120,000 m³ (非かんがい期 9,806,400 m³)			許可水利権の最大取水量等 4/26～5/10 15日 1.073 m³/s(代かき期) 5/11～9/10 123日 0.782 m³/s(普通期) 許可水利権の総取水量 年間 6,580,000 m³		

その他基幹施設

施設名	水系	代かき期	取水量(m³/s)	普通期	取水量(m³/s)	備考
宮野目頭首工	瀬川	4/26～5/10	0.570	5/11～9/10	0.431	4/26から9/10 まで通水
台堰	〃	〃	0.188	〃	0.144	
金矢堰	〃	〃	0.229	〃	0.173	
小瀬川堰	〃	〃	0.007	〃	0.006	
尾花堰	〃	〃	0.104	〃	0.079	
新堰	〃	〃	0.007	〃	0.006	
太田新田堰	豊沢川	〃	0.026	〃	0.022	
十二丁目堰	〃	〃	0.641	〃	0.476	
羽々堰	寒沢川	〃	0.271	〃	0.209	
折居堰	〃	〃	0.014	〃	0.010	
糠塚揚水機	滝沢川	〃	0.030	〃	0.023	
平滝堰	平滝川	〃	0.167	〃	0.124	
鍋割堰	鍋割川	〃	0.213	〃	0.165	
高木用水	猿ヶ石川	5/1～5/15	0.261	5/16～9/2	0.242	5/1から9/2 まで通水
高島頭首工	〃	〃	0.414	〃	0.373	

※本表は、許可水利権に基づき、かんがい用水を取水している施設についてまとめたものである。